**令和８年（フ）第４２０号**
相模原市中央区宮下３丁目13番７号　ブルーミングスクエアⅡ　305
債務者　落合　利雄
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**令和８年（フ）第４４３号**
神奈川県座間市相模が丘２丁目46番８号
債務者　山本レナトこと　ヤマモトレナト（ＹＡＭＡＭＯＴＯ　ＲＥＮＡＴＯ）
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**令和８年（フ）第６８号**
新潟県見附市上新田町２番84号　プリエ　エトワールⅠ　103号室
債務者　東　　勝
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**令和８年（フ）第２３４号**
愛知県一宮市富士２丁目７番17号　レオパレスのぞみ205号
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　令和８年８月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**令和７年（フ）第５０１号**
大阪府泉佐野市上瓦屋592番地の４
債務者　古石　彪雅
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第４４１号**
大阪府岸和田市吉井町１丁目５番２―507号
債務者　鈴木　善博
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第４６１号**
大阪府泉大津市北豊中町２丁目７番40―205号
債務者　福井　優也
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第４８２号**
大阪府貝塚市三ツ松944番地７、前住所大阪府貝塚市清児513番地７
債務者　海江田　久
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第４８３号**
大阪府貝塚市三ツ松944番地７、前住所大阪府貝塚市清児513番地７
債務者　海江田和子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第４８８号**
大阪府泉北郡忠岡町北出２丁目13番６号　トレジャーバレイ103
債務者　黒石　忠志
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第４９６号**
大阪府和泉市唐国町一丁目11番26号
債務者　紙谷　幸子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第４９９号**
大阪府泉佐野市高松東２丁目８番１―212号
債務者　浦底　大輔
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第５００号**
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地52棟105号
債務者　照喜名尚子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第５０４号**
大阪府和泉市和気町一丁目30番６―202号
債務者　仮屋　正博
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第５０８号**
大阪府岸和田市尾生町５丁目10番41号
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**令和８年（フ）第１９０号**
奈良県香芝市すみれ野一丁目17番地５　シャーメゾンすみれ野Ⅰ　302号
債務者　ＦＩＥＤＬＥＲ　ＪＡＭＥＳ　ＡＮＴＨＯＮＹ
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**令和８年（フ）第２０９号**
奈良県宇陀市榛原天満台西１丁目13番の２
債務者　栗本　静香（法定代理人成年後見人　井上　泰幸）
1　決定年月日時　令和８年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係